

英国のガイドラインにおける各論点に関連する記載

合併評価ガイドライン (Merger Assessment Guidelines)

2. 競争の実質的な減少 (略して SLC)

2.5 企業が顧客を獲得するために利用できる競争の非価格側面の範囲は広く、「品質」などの用語は広義に解釈されるべきであり、例えば、店舗のスタッフのレベル、顧客からの問い合わせに対するスピードと応答性、デジタルサービスのユーザーに提供されるプライバシーのレベル、あるプラットフォームの利用者が、同じプラットフォームを積極的に利用している多くの他の利用者と交流できることの利点、よく知られたブランドや評判の良さが顧客に与える安心感製品やサービスの持続可能性、広告を見ずにコンテンツを楽しむことができることなどが挙げられる。また、イノベーションが重要な役割を果たす場合もある。

2.6 CMA は、合併によって影響を受ける市場において競争が長期的にどのような影響を受けるかとの観点から合併を検討する。競争圧力が低下すれば、企業の競争意欲が減衰し、顧客に不利益をもたらす可能性がある。

2.21 CMA はまた、証拠の使用において広い評価の余地を持っている。合併調査のケース固有の性質を考慮して、CMA は異なる分析方法を適用することがある。また、CMA は証拠の使用について広い許容範囲を持っている。証拠を評価する際、CMA は、特定のイノベーションが起こるかどうかが、合併後に特定の価格上昇や特定のサービス品質の低下が起こるかどうかが、将来に関する正確な予測を行う必要はない。

2.27 合併評価では、CMA は数年先の市場の発展の可能性を評価する。CMA の評価のいくつかの側面は、大きな不確実性の対象となる可能性がある。不確実性の度合いは、関連する立証基準が満たされているかどうかの CMA の評価において適切に加重される。いくつかの不確実性の存在は、それ自体、CMA が利用可能なすべての証拠に基づいて SLC テストが満たされていると結論付けることを妨げるものではない。

5. 潜在的又は動態的な競争

5.20 合併が無い場合に投資やイノベーションの取り組みに及ぼす影響には、例えば、合併の当事者企業が行う投資が、最終的に顧客に提供される製品やサービスにつながるかなど不確実性を伴う場合がある。しかし、動態的な競争過程の影響に不確実性があることは、合併がその過程に与える影響に対する CMA の評価を妨げない。動態的な競争は、新たなイノベーションや製品の利用可能性を高めることができる点で、現在の経済的価値を有している。

5.21 したがって、CMA による動態的な競争の評価は、場合によっては、特定の製品に

関する参入と拡大に焦点を当てる場合がある一方、評価時点では重複分野が容易に特定できない、より広範な動態的な競争パターンを考慮する場合がある。例としては、2つのデジタルプラットフォームが、既存のプラットフォームや統合されたサービスを利用することで、重複する新たなサービスに参入するパターンが挙げられる。例えば、同じ病気を治療する可能性のある研究プログラムを進める製薬会社や、同じ地域がターゲットとなる可能性のある地理的拡大戦略を持つ企業同士の合併がある。この場合に CMA は、合併の当事者企業が競合するプログラムや戦略への投資を継続するインセンティブを低下させることで生じる更に広範な競争の消失を評価する可能性がある。

8. 抗弁事由

8.4 競合関係を強化する効率性は、反競争的效果を相殺することで SLC を防ぐことができる。CMA は通常、まず SLC の機会があるか検討する。SLC の余地がある場合、CMA は合併企業からの競合関係の強化に伴う効率性の主張を検討する。場合によっては、CMA は、効率性と SLC の証拠と一緒に検討することもある。

8.6 コストと収益の相乗効果は、しばしば合併の理論的根拠の一部を形成する。また、企業が合併手続きにおいて効率性を主張することも珍しくない。合併企業による効率性の主張の多くは、その主張を裏付ける証拠の検証や立証が困難であるため、CMA によって受け入れられていない。いくつかの研究によると、企業は合併によって期待されるシナジー効果を十分に実現していないことが多く、また実現したシナジー効果であっても、企業はその利益を必ずしも顧客に還元していないことがわかっている。このことは、合併が効率性をもたらす可能性が高いことを見通して受け入れることの難しさを示している。

8.7 合併によるシナジー効果やコスト削減に関する情報の多くは、合併企業が保有している。効率性を主張したい合併企業は、CMA の合併審査プロセスの早い段階で、CMA のフレームワーク（段落 8.8）に沿って、主張を裏付ける検証可能な証拠を提供することが推奨される。

8.8 このセクションでは、市場での競争を強化する結果となる効率性の評価について説明する。CMA は、合併の効率性が、合併が SLC をもたらさないことを意味するかどうかを評価する際に、以下の基準を使用する。合併の効率性は以下の通りである。

(a) さもなければ SLC が生じる可能性のある製品の供給において、競争力を高める。

(b) SLC の発生を防止するために、タイムリーで、可能性が高く、十分である。

(c) 合併に固有のものである。

(d) 英国の顧客に利益をもたらすものである。

8.9 CMA は、合併が市場において SLC をもたらすか検討する義務を負うため、合併

の効率性が評価に関連する場合、それは、他の方法では SLC と認定されるもの
に対抗するほど競争に影響を与えることが期待されなければならない。そのため
には、効率性は、SLC 評価で特定された競争への影響を打ち消す形で、競争を強
化する必要がある。合併による効率性は、合併企業が消費者の利益に資する競争
促進的な行動をとる能力と動機を強化する可能性がなければならない。

8.13 合併に伴う効率性は、実現する可能性が高くなければならない。これは、
効率性を裏付ける証拠が検証可能である必要があることを意味する。合併企業
は、例えば、過去の合併や類似市場での合併により実現した効率性の証拠を提出
することができる。

8.15 第1段階では、効率性によって SLC の現実的な見通しが妨げられることを、最初
の調査で得られる時間内に CMA に納得させるのに十分な証拠でなければならない。
第2段階では、CMA は、基準が満たされていることを示す証拠に満足しなければなら
ない。上述の通り、合併が効率性をもたらすことを証明するのは、合併会社であ
る。